

## 議案第168号

## 福岡市建築関係手数料条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年9月6日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 理由

この条例案を提出したのは、建築基準法の一部改正に伴い、建築物の敷地と道路との関係に関する認定等の事務に係る手数料の額を定める等の必要があるによる。

## 福岡市建築関係手数料条例等の一部を改正する条例

(福岡市建築関係手数料条例の一部改正)

第1条 福岡市建築関係手数料条例(平成12年福岡市条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表第1 10の2の項の次に次のように加える。

|                                       |                         |         |
|---------------------------------------|-------------------------|---------|
| 10の3 法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査 | 建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料 | 27,000円 |
|---------------------------------------|-------------------------|---------|

別表第1 11の項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同表35の項事務の欄中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同項名称の欄中「仮設建築物建築許可申請手数料」を「仮設興行場等建築許可申請手数料」に改め、同項の次に次のように加える。

|   |                                   |          |
|---|-----------------------------------|----------|
| 35の2 法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 | 1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等建築許可申請手数料 | 160,000円 |
|---|-----------------------------------|----------|

(福岡市建築基準法施行条例の一部改正)

第2条 福岡市建築基準法施行条例（平成19年福岡市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第43条第2項」を「第43条第3項」に改める。

第29条中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第1号の規定により市長が認めた建築物又は同項第2号」に改める。

第36条の見出し中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同条中「第85条第5項前段」の次に「又は第6項前段」を加え、「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。